94ページ

１３　税の軽減

１　所得税・市民税の所得控除、市民税の非課税

（対象・内容）

(1)所得税・市民税の所得控除

納税者本人、納税者のどういつせいけい配偶者または扶養親族が障害者や特別障害者である場合には、その障害者1人につき下表の金額を納税者の所得金額から控除します。

また、特別障害者控除の対象者を扶養していて、なおかつ同居している場合は、カッコ内の控除額が納税者の所得金額から控除されます。

表を掲載しています。詳細については担当窓口へお問い合わせください。

(2)市民税の非課税

納税者本人が障害者の場合で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方は市民税が非課税になります。

窓口

(1)所得税について

　確定申告のかたは、武蔵府中税務署　ＴＥＬ：０４２－３６２－４７１１

　源泉徴収のかたは、勤務先の給与担当課

(2)市民税について

　市民税課　普通徴収係　ＴＥＬ：０４２－３３５－４４４１

　ただし、確定申告（所得税）をされている方は、市民税の申告は不要です。

95ページ

２　その他の税の減免等

個人事業税

相続税

贈与税

表を掲載しています。詳細については担当窓口へお問い合わせください。

窓口

・個人事業税は東京都立川都税事務所　ＴＥＬ：０４２－５２３－３１７１

・相続税、贈与税は武蔵府中税務署　　ＴＥＬ：０４２－３６２－４７１１

96ページ

３　自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割の減免

(1)自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免

　障害のある方またはその方と生計を同じにするかたが自動車を所有し、もっぱら障害のある方の通院、通学などのために使用する場合に自動車税種別割は45,000円、自動車税環境性能割または軽自動車税環境性能割は課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額を上限額（ただし、障害のある方のために特別の改造をした場合、その改造費部分については上限額に加算）として減免されます。なお、減免を受けられる自動車は個人名義の自家用ナンバーのもので、軽自動車、二輪車等を含む全ての自動車のうち、障害のある方一人に対して一台に限られています。

　すでに自動車を所有している場合は4月1日から5月31日までに、新たに自動車を登録（取得）し自動車税種別割、自動車税環境性能割または軽自動車税環境性能割が課税された場合は登録（取得）の日から1か月以内に申請してください。（期間の末日が土・日曜日、休日、年末年始の場合は翌開庁日まで）

　詳細については、東京都主税局のホームページをご参照ください。

窓口

各都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所または都税総合事務センター

なお、減免の内容についてのお問い合わせは東京都自動車税コールセンター(03-3525-4066)へ

最寄りの窓口

東京都立川都税事務所　　　ＴＥＬ：０４２－５２３－３１７１

東京都府中都税支所　　　　ＴＥＬ：０４２－３６４－２２８８

東京都多摩自動車税事務所　ＴＥＬ：０４２－５２２－８２７１

97ページ

(2)軽自動車税種別割の減免

　障害のある方またはその方と生計を一にするかたが軽自動車を所有し、もっぱらその障害のある方のために使用する場合に減免されます。また、障害のある方が利用するために自動車に車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた場合も減免されます。申請の手続きは、納期限までにおこなってください。

　なお、前年度に減免決定した車両は、3月に使用状況についての照会文書を郵送します。提出期限までにご回答があれば、継続申請の手続が不要となります。ただし、車両を買い替えた場合や納税義務者が変更となった場合などには、申請が必要となりますので、市民税課諸税係までお問い合わせください。

窓口

市民税課　諸税係　ＴＥＬ：０４２－３３５－４４４０